警察職員の特殊勤務手当に関する規則

（昭和35年10月４日
公安委員会規則第９号）

（趣旨）

第１条　この規則は、警察職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和35年兵庫県条例第50号。以下「条例」という。）第２条、第３条及び第５条の規定に基づき、手当の支給を受ける職員の範囲及び手当の額その他条例の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

（手当の支給を受ける職員及び手当の額）

第２条　条例第２条第１項の規定により公安委員会規則で指定する者及び公安委員会規則で定める手当の額は、次の表に掲げる職員及び手当の額とする。

作業等の区分	職　　員	手　当　の　額
条例第２条第１項第１号の作業	犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第２号）第22条に規定する捜査本部（以下「捜査本部」という。）において当該作業に専従する職員として登録した職員で当該作業（警察庁舎内における作業については、被疑者等の取調べに限る。）に従事するもの	捜査本部が設置された日から起算して30日を経過する日までの期間（捜査本部が30日未満で解散された場合は解散の日までの期間） 日額 840円 その他の期間 日額 560円
	当該作業に専従する職員として登録した職員（捜査本部において当該作業に専従する職員として登録した職員を除く。）で当該作業（警察庁舎内における作業については、被疑者等の取調べに限る。）に従事するもの	日額 560円
条例第２条第１項第１号の２の作業	現に被疑者が銃砲等又は爆発物を使用している事件現場において犯罪の捜査又は被疑者の逮捕の作業に従事する職員	固定配置以外の場合 日額 1,640円 固定配置の場合 日額 1,100円
	現に銃砲等又は爆発物を所持する被疑者の逮捕の作業	固定配置以外の場合 日額 1,100円

	に従事する職員（現に被疑者が銃砲等又は爆発物を使用している事件現場において犯罪の捜査又は被疑者の逮捕の作業に従事する職員を除く。）	固定配置の場合 日額　820円
	銃砲等又は爆発物が使用された暴力団抗争事件において固定配置により犯罪の予防の作業に従事する職員	日額　820円
	暴力団等から危害を受けるおそれのある者として本部長等が指定したものの保護のため、その直近若しくは周辺において又は固定配置により犯罪の予防の作業に従事する職員	日額 820円
条例第２条第１項第１号の３の作業	当該作業に従事する職員として本部長が指定するもの	日額 1,100円
条例第２条第１項第１号の４の業務	当該業務に従事する職員として本部長が指定するもの	日額 1,100円 （特に困難で心身に著しい負担を与えることとなる日没時から日出時までの間に行う当該業務にあっては、当該額に550円を加算した額）
条例第２条第１項第２号の作業	当該作業に専従する職員として登録した職員	現場鑑識　日額 560円 その他の鑑識　日額 280円
条例第２条第１項第３号の作業	当該作業に専従する職員として登録した職員で事件・事故等に伴う緊急自動車の運転に従事するもの	自動二輪車の運転 日額 560円 無線自動車の運転 日額 420円
条例第２条第１項第４号の作業	当該作業に専従する職員として登録した職員	日額 300円
条例第２条第１項第５号の作業	緊急配備のための作業、事件・事故等の現場における	日額 330円

	作業及び水難救助の訓練のための作業に従事する職員	
条例第２条第１項第６号の作業	当該作業に専従する職員として登録した職員で次に掲げるもの １　人の死傷（軽傷を除く。）を伴う交通事故事件の捜査に従事する職員 ２　暴走族の取締りに従事する職員 ３　悪質又は危険な交通法令違反の捜査に従事する職員	高速道路等 夜間（午後６時から翌日の午前６時までをいう。以下この項において同じ。）における 交通捜査　　日額 1,260円 昼間における交通捜査 日額 840円 交通整理　　日額 460円 その他の道路 夜間における交通捜査 日額 840円 昼間における交通捜査 日額 560円 交通整理　　日額 310円
条例第２条第１項第８号の作業	当該作業に専従する職員として登録した職員で事件・事故等の現場における作業に従事するもの	日額 340円
条例第２条第１項第11号の作業	被留置者の看守又は護送の作業に従事する職員	日額 300円
条例第２条第１項第12号の作業	火薬類又は高圧ガスの取締りのため立入検査を行う職員で本部長が指定するもの	日額 370円
条例第２条第１項第13号及び第14号の作業	次に掲げる職員で本部長が指定するもの １　機動隊員のうち、当該作業に従事する職員 ２　当該作業に必要な技術を有する職員	日額 450円

条例第２条第１項第14号の２の作業	異常な自然現象若しくは大規模な事故により重大な災害が発生した箇所若しくはその周辺において行う災害警備、遭難者の救助若しくは通信施設の臨時設置、運用若しくは保守の作業又はこれらの作業に相当すると本部長が認める作業（以下「災害警備等の作業」という。）のうち、大規模な災害として本部長が定める災害に係る作業（以下「大規模な災害に係る災害警備等の作業」という。）に従事する職員	日額1,440円 （作業が日没時から日出時までの間において行われた場合は１日につき720円を加算した額、作業が著しく危険であると本部長が認める場合又は本部長が著しく危険であると認める区域で行われた場合は１日につき1,440円を加算した額。この場合において、同一の日において２以上の場合に該当するときは、1,440円を加算した額）
	災害警備等の作業のうち、大規模な災害に係る災害警備等の作業以外の作業に従事する職員	日額1,120円 （作業が日没時から日出時までの間において行われた場合は１日につき560円を加算した額、作業が著しく危険であると本部長が認める場合又は本部長が著しく危険であると認める区域で行われた場合は１日につき1,120円を加算した額。この場合において、同一の日において２以上の場合に該当するときは、1,120円を加算した額）
条例第２条第１項第15号の作業	検視及び解剖立会に専従する職員として登録した職員	１体 3,200円
	当該作業に従事する職員（検視及び解剖立会に専従する職員として登録した職員を除く。）	解剖補助及び損傷著しい死体取扱い １体 3,200円 その他 １体 1,600円
条例第２条第１項第16号の２の業務	当該業務に従事する職員で本部長が指定するもの	日額 4,000円 （心身に著しい負担を与えると本部長が認める業務にあっては、国等の支給状況を勘案して、当該額に2,000円（現地の治安の状況等により、心身に著しい緊張を与えると本部長が認める業務にあっては、4,000円）を超え

		ない範囲内において本部長が定める額を加算した額)
条例第２条第１項第16号の３の作業	側近警衛又は身辺警護の作業に専従する職員として登録した職員	天皇又は皇后、上皇、上皇后、皇太子、皇太子妃、皇嗣、皇嗣妃、若しくは悠仁親王の警衛及び警護要則（令和４年国家公安委員会規則第15号）第２条に規定する警護対象者の警護 日額 1,150円 その他の警衛　日額　640円
	核原料物質等（核物質の防護に関する条約附属書Ⅰの２の(b)に規定する第１群の核物質をいう。）を輸送する車両に追従し、又は先導して行う輸送警備作業に従事する職員	日額 640円
条例第２条第１項第17号の業務	正規の勤務時間による勤務が深夜（午後10時から翌日の午前５時までの間をいう。以下同じ。）において行われる業務に従事する職員で本部長が指定するもの	正規の勤務時間が深夜の全部を含む勤務である場合 １回 1,100円 正規の勤務時間が深夜の一部を含む勤務である場合 ２時間以上　１回 730円 ２時間未満　１回 410円
条例第２条第１項第18号の作業	爆発物又はその疑いのある物の処理作業に従事する職員として登録した職員	１件 5,200円
	特殊危険物質（サリン（メチルホスホノフルオリド酸イソプロピルをいう。以下同じ。）及びサリン以上の又はサリンに準ずる強い毒性を有する物質をいう。以下同じ。）又はその疑いのある物質（以下「特殊危険物質等」という。）に対して直接行う検知、鑑識、鑑定、収	特殊危険物質等が発散し、又は漏えいしている現場において行う作業 １件 4,600円 特殊危険物質等が発散し、又は漏えいするおそれがある現場において行う作業 １件 2,600円

	容、除去その他の警察活動又は容器等に封入されている特殊危険物質等に対して行う鑑識、収容、移動等に係る作業に従事する職員	
	特殊危険物質による被害の危険がある区域内において行う作業（特殊危険物質に対して直接行う検知、鑑識、鑑定、収容、除去その他の警察活動又は容器等に封入されている特殊危険物質に対して行う鑑識、収容、移動等に係る作業を除く。）に従事する職員	1件 250円
条例第２条第１項第22号の業務	当該業務に従事する職員として登録した職員	事業用操縦士（航空法（昭和27年法律第231号。以下「法」という。）第24条に規定する事業用操縦士をいう。） 月額　92,200円 （搭乗した場合においては、搭乗時間１時間につき3,400円を92,200円に加算した額） 自家用操縦士（法第24条に規定する自家用操縦士をいう。） 月額　67,600円 （搭乗した場合においては、搭乗時間１時間につき3,400円を67,600円に加算した額） 航空整備士（法第24条に規定する航空整備士をいう。） 月額　27,100円 （搭乗した場合においては、搭乗時間１時間につき2,200円を27,100円に加算した額）
条例第２条第１項第23号の作業	当該作業に従事する職員	航空機に搭乗して行う作業　搭乗時間１時間につき1,900円 （飛行中の航空機から降下して

		行う作業に従事した場合においては、当該作業に従事した日１日につき870円を加算した額）
条例第２条第１項第25号の作業	突発的に発生した事件・事故に伴い、正規の勤務時間（休日等で職務に専念する義務を免除される時間を除く。）以外の時間に緊急の呼出しを受け、夜間（午後９時から翌日の午前５時までをいう。）において条例第２条第１項第１号から第２号まで、第６号及び第18号の作業に従事する職員のうち、本部長が指定するもの	１回 1,240円

２　前項の規定により指定した職員が、１日の間に、条例第２条第１項第14号に掲げる作業に従事し、かつ、同項第１号から第６号まで、第８号、第11号から第13号まで若しくは第16号の３に掲げる作業に従事した場合又は同項第14号の２に掲げる作業に従事し、かつ、同項第17号若しくは第18号に掲げる業務等に従事した場合に、その者に対しその日について支給される手当の額は、これらの作業等のうち最高の額が支給される作業等の手当の額とする。

３　条例第２条第１項第22号に掲げる手当のうち加算部分及び第23号に掲げる手当の額の算定は、その月における当該手当に係る業務等に従事した合計時間数によるものとし、当該合計時間数に１時間に満たない端数を生じたときは、30分以上は１時間とし、30分未満は切り捨てる。

（短時間勤務職員の手当額の端数計算）

第２条の２　条例第２条の２の規定による手当の額に１円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

（手当からの減額）

第３条　条例第３条の規定により公安委員会規則で定める額は、条例第２条第１項第１号、第１号の２、第２号、第３号（無線自動車の運転作業を除く。）、第４号、第５号、第11号及び第16号の３に掲げる作業にあっては当該作業に係る手当の額の100分の40とし、同項第22号（加算の対象となる作業を除く。）に掲げる業務にあっては、職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和35年兵庫県条例第43号）第33条に規定する手当の例による。

（補則）

第４条　職員の登録及び指定、手当の支給手続その他この規則の実施に関して必要な事項は、本部長が定める。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、条例の施行の日から施行し、昭和35年６月９日から適用する。ただし、第３条第２項の規定は、同年７月１日から適用する。

2　警察職員の特殊勤務手当に関する規則（昭和35年兵庫県公安委員会規則第７号。以下「旧規則」という。）は、廃止する。

（経過措置）

3　この規則の施行前に、この規則の規定に相当する旧規則の規定に基づいてなされた決定およびその手続は、この規則の相当規定に基づいてなされたものとみなす。

（東日本大震災に対処するための手当の特例）

4　条例附則第５項及び第６項の規定により読み替えて適用される条例第２条第１項の規定により公安委員会規則で指定する者及び公安委員会規則で定める手当の額は、次の表に掲げる職員及び手当の額とする。

作業の区分	職員	手当の額
条例附則第５項の規定により読み替えて適用される条例第２条第１項第14号の２の作業	東日本大震災の災害現場において当該作業に従事する職員	日額1,680円（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）その他の法令等に基づき設定され、立入禁止、退去命令等の措置がなされた区域（当該区域が設定された場合において、その設定がなされたときまでの間における当該区域と同一区域を含む。）で、当該作業に従事した場合は、１日につき840円を加算した額 当該作業に従事したいずれかの日において著しく危険であると本部長が認める人命救助作業に従事した場合は、１日につき840円を加算した額）
条例附則第６項の規定により読み替えて適用される条例第２条第１項第15号の作業	検視及び解剖立会に専従する職員として登録した職員で東日本大震災に対処するために検視、解剖立会及び死体の収容等の作業に従事するもの	日額3,200円（１日に10体以上の死体を取り扱った場合は、3,200円を加算した額）
	東日本大震災に対処するために検視、解剖補助及び死体の収容等の作業に従事する職員（検視及び解剖立会に専従する職員とし	解剖補助及び損傷著しい死体取扱い　日額3,200円（１日に10体以上の死体を取り扱った場合は、3,200円を加算した額）

	て登録した職員を除く。）	その他　日額1,600円 （１日に10体以上の死体を取り扱った場合は、1,600円を加算した額）
	東日本大震災に対処するために死体を収容している施設において死体又は死体が納められているものを取り扱う作業（検視、解剖立会及び解剖補助を除く。）に従事する職員	損傷著しい死体取扱い　日額2,000円 その他　日額1,000円

5　前項の規定により職員を指定した場合における第２条第２項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは「前項及び附則第４項」と、「同項第14号の２」とあるのは「同項第14号の２（条例附則第５項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」とする。

6　条例附則第７項の規定により公安委員会規則で定める作業及び手当の額は、次の表に掲げる作業及び手当の額とする。

作　業	手　当　の　額
東京電力株式会社福島第一原子力発電所の敷地内において行う作業（以下「原発敷地内作業」という。）	本部長が定める施設外において行う作業　日額13,300円 （原子炉建屋（本部長が定めるものに限る。）内において行う作業にあっては、40,000円） 本部長が定める施設内において行う作業　日額3,300円
原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第２項の規定に基づく原子力災害対策本部長の地方公共団体の長に対する指示（以下「本部長指示」という。）により同法第28条第２項の規定により読み替えて適用される災害対	屋外において行う作業　日額6,600円 屋内において行う作業　日額1,330円

策基本法第63条第１項の規定に基づく警戒区域に設定することとされた区域において行う作業（以下「警戒区域内作業」という。）	
本部長指示により帰還困難区域に設定することとされた区域において行う作業（以下「帰還困難区域内作業」という。）	屋外において行う作業　日額6,600円 屋内において行う作業　日額1,330円
本部長指示により居住制限区域に設定することとされた区域において行う作業（以下「居住制限区域内作業」という。）	屋外において行う作業　日額3,300円 屋内において行う作業　日額660円
本部長指示により居住者等が避難のための立退き又は計画的な立退きを行うこととされた区域において行う作業（原発敷地内作業、警戒区域内作業、帰還困難区域内作業及び居住制限区域内作業並びに本部長指示により避難指示解除準備区域に設定することとされた区域において行う作業を除く。）	屋外において行う作業　日額5,000円 屋内において行う作業　日額1,000円

7　警察職員が１日の間に、前項の表の左欄に掲げる作業のうち２以上の作業に従事した場合に、その者に対しその日について支給される手当の額は、これらの作業のうち最高の額が支給される作業の手当の額とする。

8　前２項の規定にかかわらず、職員が附則第６項の表の左欄に掲げる作業（原発敷地内作業を除く。）のうち屋外で行うものに従事した場合において、その１日の従事時間（２以上の作業に従事した場合にあっては、その全ての作業に従事した時間の合計時間）が４時間に満たないときにその者に支給される手当の額は、当該作業に係る手当の額に100分の60を乗じて得た額とする。

（新型コロナウイルス感染症にかかっている者に対して行う作業に従事した職員に支給する手当の特例）

9　条例附則第12項の規定により読み替えて適用される条例第２条第１項の規定により公安委員会規則で指定する者は、次の表に掲げる職員とする。

作業の区分	職員
条例附則第12項の規定により読み替えて適用される条例第２条第１項第１号の作業	当該作業に専従する職員として登録した職員で新型コロナウイルス感染症にかかっている者又は新型コロナウイルス感染症にかかっている疑いのある者（以下「感染者等」という。）に対して行う当該作業（警察庁舎内における作業については、被疑者等の取調べに限る。）に従事するもの

条例附則第12項の規定により読み替えて適用される条例第２条第１項第１号の２の作業	感染者等に対して行う当該作業に従事する職員
条例附則第12項の規定により読み替えて適用される条例第２条第１項第11号の作業	感染者等に対して行う当該作業に従事する職員
条例附則第12項の規定により読み替えて適用される条例第２条第１項第15号の作業	感染者等に対して行う当該作業に従事する職員

附　則　（昭和36年３月31日公安委員会規則第２号）

この規則は、昭和36年４月１日から施行する。

附　則　（昭和37年４月15日公安委員会規則第４号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和37年４月１日から適用する。

附　則　（昭和37年10月６日公安委員会規則第10号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和37年10月１日から適用する。

附　則　（昭和38年４月１日公安委員会規則第２号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則　（昭和38年10月10日公安委員会規則第９号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和38年４月１日から適用する。

附　則　（昭和41年３月31日公安委員会規則第４号）

この規則は、昭和41年４月１日から施行する。

附　則　（昭和42年３月17日公安委員会規則第３号）

この規則は、昭和42年４月１日から施行する。

附　則　（昭和42年10月17日公安委員会規則第15号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和42年６月１日から適用する。

附　則　（昭和43年３月18日公安委員会規則第１号）

この規則は、昭和43年４月１日から施行する。

附　則　（昭和44年３月31日公安委員会規則第５号）

この規則は、昭和44年４月１日から施行する。

附　則　（昭和45年３月17日公安委員会規則第５号）

この規則は、昭和45年４月１日から施行する。

附　則　（昭和46年３月20日公安委員会規則第５号）

この規則は、昭和46年４月１日から施行する。ただし、第２条の改正規定（同条の表中条例第２条第１項第17号の業務の項に係る部分に限る。）は、公布の日から施行し、昭和45年５月１日から適用する。

附　則　（昭和47年３月30日公安委員会規則第４号）

この規則は、昭和47年４月１日から施行する。

附　則　（昭和48年３月20日公安委員会規則第２号）

この規則は、昭和48年４月１日から施行する。ただし、第２条の改正規定（同条の表中条例第２

条第１項第17号の業務の項に係る部分に限る。）は、公布の日から施行し、昭和47年９月１日から適用する。

附　則　（昭和49年３月19日公安委員会規則第３号）

（施行期日）

１　この規則は、昭和49年４月１日から施行する。ただし、第２条の表中条例第２条第１項第17号の業務に係る部分の改正規定は、公布の日から施行し、昭和49年１月１日から適用する。

（手当の内払）

２　改正前の警察職員の特殊勤務手当に関する規則の規定に基づいてすでに職員に支払われた昭和49年１月１日から同年２月28日までの期間に係る手当は、改正後の警察職員の特殊勤務手当に関する規則の規定による手当の内払とみなす。

附　則　（昭和49年４月１日公安委員会規則第８号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則　（昭和50年３月18日公安委員会規則第２号）

この規則は、昭和50年４月１日から施行する。

附　則　（昭和51年３月31日公安委員会規則第３号）

この規則は、昭和51年４月１日から施行する。

附　則　（昭和51年８月13日公安委員会規則第６号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和51年８月１日から適用する。

附　則　（昭和52年３月26日公安委員会規則第４号）

この規則は、昭和52年４月１日から施行する。

附　則　（昭和53年３月28日公安委員会規則第６号）

この規則は、昭和53年４月１日から施行する。

附　則　（昭和54年３月30日公安委員会規則第３号）

この規則は、昭和54年４月１日から施行する。

附　則　（昭和55年４月１日公安委員会規則第５号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則　（昭和56年３月27日公安委員会規則第５号）

この規則は、昭和56年４月１日から施行する。

附　則　（昭和57年３月27日公安委員会規則第３号）

この規則は、昭和57年４月１日から施行する。

附　則　（昭和59年４月１日公安委員会規則第３号）

この規則は、昭和59年４月１日から施行する。

附　則　（昭和60年３月27日公安委員会規則第７号）

この規則は、昭和60年４月１日から施行する。

附　則　（昭和60年12月21日公安委員会規則第13号）

（施行期日）

１　この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の警察職員の特殊勤務手当に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後の特殊勤務手当について適用し、同日前の特殊勤務手当については、なお従前の例による。

附　則　（昭和61年３月27日公安委員会規則第４号）

この規則は、昭和61年４月１日から施行する。

附　則　（昭和62年３月14日公安委員会規則第２号）

この規則は、昭和62年４月１日から施行する。

附　則　（昭和63年３月26日公安委員会規則第３号）

この規則は、昭和63年４月１日から施行する。

附　則　（平成元年３月28日公安委員会規則第３号）

この規則は、平成元年４月１日から施行する。

附　則　（平成２年３月28日公安委員会規則第３号）

この規則は、平成２年４月１日から施行する。

附　則　（平成３年３月15日公安委員会規則第１号）

この規則は、平成３年４月１日から施行する。

附　則　（平成４年３月27日公安委員会規則第３号）

この規則は、平成４年４月１日から施行する。

附　則　（平成５年３月29日公安委員会規則第１号の２）

この規則は、平成５年４月１日から施行する。

附　則　（平成６年３月29日公安委員会規則第１号）

この規則は、平成６年４月１日から施行する。

附　則　（平成８年３月11日公安委員会規則第１号）

（施行期日等）

１　この規則は、平成８年４月１日から施行する。ただし、第２条第１項の表条例第２条第１項第22号の業務の項の改正規定は、公布の日から施行する。

２　改正後の警察職員の特殊勤務手当に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第２条第１項の表条例第２条第１項第22号の業務の項の規定は、平成７年４月１日から適用する。

（手当の内払）

３　改正後の規則の規定を運用する場合においては、改正前の警察職員の特殊勤務手当に関する規則の規定に基づいて支給された手当は、改正後の規則の規定による手当の内払とみなす。

附　則　（平成９年３月27日公安委員会規則第２号）

この規則は、平成９年４月１日から施行する。

附　則　（平成10年３月27日公安委員会規則第２号）

この規則は、平成10年４月１日から施行する。

附　則　（平成11年３月30日公安委員会規則第１号）

この規則は、平成11年４月１日から施行する。

附　則　（平成13年３月30日公安委員会規則第６号）

この規則は、平成13年４月１日から施行する。

附　則　（平成17年３月29日公安委員会規則第７号）

この規則は、平成17年４月１日から施行する。

附　則　（平成18年３月31日公安委員会規則第13号）

この規則は、平成18年４月１日から施行する。

附　則　（平成19年３月30日公安委員会規則第５号）

（施行期日）

1　この規則は、平成19年４月１日から施行する。

（経過措置）

2　改正後の警察職員の特殊勤務手当に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後に着手する作業等から適用し、同日前に着手した作業等については、なお従前の例による。

附　則　（平成20年３月28日公安委員会規則第５号）

（施行期日）

1　この規則は、平成20年４月１日から施行する。

（経過措置）

2　改正後の警察職員の特殊勤務手当に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後に着手する作業等から適用し、同日前に着手した作業等については、なお従前の例による。

附　則　（平成21年３月23日公安委員会規則第３号）

この規則は、平成21年４月１日から施行する。

附　則　（平成23年２月28日公安委員会規則第１号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則　（平成23年10月７日公安委員会規則第４号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の警察職員の特殊勤務手当に関する規則の規定は、平成23年３月11日から適用する。

附　則　（平成24年３月30日公安委員会規則第３号）

この規則は、平成24年４月１日から施行する。

附　則　（平成24年６月14日公安委員会規則第５号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則　（平成24年９月19日公安委員会規則第７号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則　（平成27年３月３日公安委員会規則第１号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則　（令和元年５月24日公安委員会規則第１号）

この規則は、公布の日から施行し、令和元年５月１日から適用する。

附　則　（令和２年５月15日公安委員会規則第６号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の警察職員の特殊勤務手当に関する規則の規定は、令和２年２月１日から適用する。

附　則　（令和５年３月28日公安委員会規則第６号）

この規則は、令和５年４月１日から施行する。

附　則　（令和５年６月23日公安委員会規則第10号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の警察職員の特殊勤務手当に関する規則の規定は、令和５年６月20日から適用する。

附　則　（令和６年10月９日公安委員会規則第10号）

（施行期日等）

1　この規則は、公布の日から施行する。

2　この規則による改正後の警察職員の特殊勤務手当に関する規則第２条第１項の表条例第２条第

１項第14号の２の作業の項の規定は、令和６年１月１日から適用する。

３　この規則による改正後の警察職員の特殊勤務手当に関する規則第２条第１項の表条例第２条第１項第５号の作業の項の規定、同表条例第２条第１項第11号の作業の項の規定、同表条例第２条第１項第12号の作業の項の規定及び同表条例第２条第１項第15号の作業の項の規定は、令和６年９月20日から適用する。

（特殊勤務手当の内払）

４　この規則による改正後の警察職員の特殊勤務手当に関する規則第２条第１項を適用する場合においては、この規則による改正前の警察職員の特殊勤務手当に関する規則第２条第１項の規定に基づき支給された特殊勤務手当は、改正後の規定による特殊勤務手当の内払とみなす。

附　則　（令和８年７月７日公安委員会規則第12号）

（施行期日等）

１　この規則は、公布の日から施行する。

２　この規則による改正後の警察職員の特殊勤務手当に関する規則の規定は、令和８年４月１日から適用する。

（特殊勤務手当の内払）

３　この規則による改正後の警察職員の特殊勤務手当に関する規則の規定を適用する場合においては、この規則による改正前の警察職員の特殊勤務手当に関する規則の規定に基づき支給された特殊勤務手当は、改正後の規定による特殊勤務手当の内払とみなす。